

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 4 回 総 会

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

第34回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年12月8日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栗 原 清 志 浦 坪 昇 増 田 幸 美

山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 小 瀬 功

福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 杉 谷 俊 毅 大 橋 秀 行

(事務局) 事務局長 吉井 敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原 千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

(2) 農地転用の制限の例外届について

(3) 非農地証明願いについて

そ の 他

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、22名であります。欠席の届出は、16番杉谷委員、18番大橋委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第34回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、21番福岡委員、22番浦坪委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第34回総会総括表。5条所有権の移転は、2件で田2,726㎡、畑390㎡、計3,116㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、3件で田3,958㎡、計3,958㎡でございます。農地転用の制限の例外届は2件で、田280㎡、計280㎡でございます。非農地証明願いは1件で、畑419㎡、計419㎡でございます。合計は、8件で田6,964㎡、畑809㎡、総合計は、7,773㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町神山字風呂奥■■■■番、台帳田、現況休耕、面積859㎡ほか計3筆2,726㎡でございます。譲渡人は、飛鳥町神山■■■■さん。譲受人は、東京都文京区株式会社■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル2基、設置面積は940.29㎡。太陽光設備設置割合は34.49%です。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知の写し、電力受給契約申込書の写し、■■■■さんの同意書、資金証明書、設置割合40%を下回る理由書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。2番神川町長原字山手■■■■番、台帳畑、現況休耕、面積390㎡ござ

います。譲渡人は、神川町神上■■■■■さん。譲受人は、奈良県桜井市■■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル4基、設置面積は205.38㎡、太陽光設備設置割合は52.66%です。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画書、誓約書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知の写し、電力受給契約申込書の写し、資金証明書、■■■■■さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第1号議案の1番、2番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、飛鳥町お願いいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

この案件は杉谷委員なのですが、今日は欠席ということで代わりに説明させていただきます。

譲渡人は■■■■■さんですが、ここの農地は休耕田になっておりまして、ここに太陽光発電設備を設置するというございます。事務局より説明のあったとおりでございますが、設置割合が40%を下回るということで、その理由として日照の問題がございまして、日当たりが悪いということで40%を下回っております。これについては理由書も添付されております。また、建設課より意見書が出されておりました、法面がありますのでそれに対して建設課より注文がきているようございます。それに関して株式会社■■■■■の■■■■■さんが建設課と協議をしたそうございます。この案件に関しては、なんら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について神川町お願いいたします。

19番（山口委員） 19番、山口です。

2番について説明させていただきます。

内容については、事務局が言われたとおりです。売渡人の■■■■■さんは、83歳で高齢のため小作はできないということで、奈良県の■■■■■さんに譲渡すということになっております。場所は前回1月26日に許可をい

ただき、現在ソーラーが設置されております下の畑でございます。現地の上と下の畑にソーラーが設置されており、地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員）

11月30日地元委員と現地を調査させていただきました。地元委員の言うとおり1、2番とも何ら問題はないと思います。

議 長 特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字赤塚本■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積1,293㎡でございます。利用目的といたしましては柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、南牟婁郡御浜町■■■■さん。借受人は南牟婁郡御浜町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行新鹿支店。期間は公告の日から10年間で新規設定でございます。

2番、井戸町字土町■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積580㎡ほか計2筆1,039㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、三重県津市■■■■さん。借受人は井戸町■■■■さん。取り扱いは熊野市農

地銀行井戸支店。期間は公告の日から5年間で新規ということでございます。

次のページをお開きください。3番、井戸町土町■■■■番■■、台帳田、現況田、面積576㎡ほか計3筆1,626㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、三重県津市■■■■さん。借受人は有馬町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行井戸支店。期間は公告の日から1年間で再設定ということでございます。

承認事項1の1番、2番、3番については、いずれも農地全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について新鹿町お願いいたします。

2番（坂口委員） 2番、坂口です。

承認事項の1番について説明させていただきます。利用の目的等につきましては事務局から説明のあったとおりでございます。現地は旧新鹿中学校から市道を上の方向に約1km行くと大沼川があり、その近くであります。貸渡人の■■■■さんは、もともと新鹿の方でございます。現在は御浜町に居住してみかん栽培を行っております。■■■■さんは、■■■■さんの二男でございます。新鹿の土地に夏みかんを作っております、■■■■さんに生産管理を任すということでございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 次に、2番及び3番について井戸町お願いいたします。

6番（森岡委員） 6番、森岡です。

2番、3番について一括で説明させていただきます。

昨年度は片岡信次さんが作っておりました。■■■■さんも全部を作ることが困難ということになり、井戸町の■■■■さんが作ってくれるということで、新規設定で5年間の設定でございます。3番の3筆は1年間ということで■■■■さんが作っていただけということで申請を出していただきました。地元委員としては、喜ばしいことと思っております。何ら問題ないと思いますので承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの

説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項2農地転用の制限の例外届についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字橋間[ ]番[ ]、台帳田、現況畑、面積1,115㎡のうち250㎡でございます。届出人は、新鹿町[ ]さん。施設の内容、添付書類ですが、農作業用道路250㎡でございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、新鹿町字谷[ ]番地、台帳田、現況休耕田、面積674㎡のうち30㎡でございます。届出人は、新鹿町[ ]さん。施設の内容、添付書類ですが、農作業用進入路30㎡でございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2の1番、2番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から農地法施行規則第32条第1項第1号の自己の農地保全、若しくは利用増進のため農地転用の制限の例外要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番及び2番について、新鹿町お願いいたします。

2番(坂口委員) 2番、坂口です。

承認事項2の1番について説明をさせていただきます。

内容につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。1番

ですが、現地は国道311号線の湊地区にある橋を渡り、左に曲がり橋間地区にある市道を200mほど登ったところでございます。11月の総会で所有権移転の許可をいただいた所でございます。ここに市道から入る農作業用道路を作りたいということでございます。■さんが譲り受けた土地の中に仮の道がありまして、その先に建設課が作った長さ10mほどの道路があります。その先が元地権者■さんの農地となっております。■さんが今ある仮の道を整備して共有の道路として利用したいということでございます。地元委員としては、問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

2番につきましても、事務局から説明のあったとおりです。

現地は新鹿の奥地区です。湊川がありまして新鹿温泉の方向に県道があり、市の上水道の水源がありまして、その水源から150m程行ったところに左に曲がり梅ヶ谷方向の市道があります。その市道の入り口が申請地でございます。そこに農作業用進入路を整備するというところでございます。道路の路面から約1m落ち込んだ土地で、現在休耕地となっておりますが、里芋の栽培をするということをおられました。地元委員としては、問題はないと思います。よろしくご審議の程よろしくお願いします。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

承認事項2の1, 2番につきましては、11月30日に現地を見させていただきました。地元委員の言うとおりの何ら問題ないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項2農地転用の制限の例外届についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。



次に承認事項3非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町平谷字前地■■■■番、台帳畑、現況宅地、面積419㎡でございます。出願者は愛知県名古屋市■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和46年に父が物置小屋、風呂、トイレを建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内図）、配置図、昭和46年撮影の航空写真、現況写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項3については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、紀和町お願いいたします。

21番（福岡委員） 21番、福岡です。

承認事項3の1番について説明させていただきます。

申請内容は、先ほど事務局より説明があったとおりで、先月、売買契約をいたしまして、登記をしようとしたところトイレと風呂、物置小屋の土地が畑となっておりますので、登記するために非農地願いを提出しました。もう30年以上経過しているもので、地元委員としては何ら問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ただいまの承認事項3につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

この案件につきましては、8月31日に3条の所有権の移転の調査で一度訪れています。地元委員さんの言うとおりの何も問題はないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたしま

す。承認事項3非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項3につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議いたしました。ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

本日、お手元に2018年度版「農業委員手帳」を配布させていただきましたのでご活用ください。また、来年の総会等の予定表もお配りしてございますのでよろしくお願いたします。次に、次回の農地法第3条・4条・5条関係等の申請受付締切日は、12月15日金曜日で、現地調査は12月25日月曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願いをいたします。次に、次回の第35回総会ですが、1月10日水曜日の午後3時から、井戸町の熊野の宿「海ひかり」での開催を予定しております。総会終了後は、三重県農業会議の米山参事をお招きして振興部会主催の研修を開催いたします。研修終了後、5時30分から、新年会を予定しておりますのでよろしくお願いたします。送迎につきましては、紀和町のB&G海洋センターを2時に送迎のバスが出発いたします。紀和、金山、久生屋、有馬方面の方で、途中乗車される方は、事務局までお知らせください。また、自家用車で直接「海ひかり」まで行っていただいても結構ですが、飲酒運転は絶対にしないようお願いいたします。当日新年会を欠席される方は、12月28日午前中までに事務局へご連絡ください。

次に、新体制の委員の募集状況でございますが、募集期間の11月6日から12月4日の募集状況を報告させていただきます。農業委員については、定数14人のところ、12人の推薦・応募がございました。推進委員については、定数7人のところ、2人の推薦・応募がございました。推薦者・応募者が定数に満たなかったため、募集期間を12月22日金曜日まで延期をすることとしましたので報告させていただきます。

最後に、本日総会終了後に熊野農林事務所より獣害対策のアンケートについ

て、農業委員の皆さんに説明をさせていただきたいということですので、総会を閉じましても、しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第34回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時01分)

議事録署名委員

21番委員

22番委員

会 長